



安政期の平野郷町改革関連史料

松本, 充弘

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 50:145-206

(Issue Date)

2023

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100481156>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100481156>



安政期の平野郷町改革関連史料

松 本 充 弘

小稿で紹介する安政期の平野郷町改革関連史料は、摂津国住吉郡平野郷町に居を構えた伝統的住民である土橋氏の旧蔵にかかるものである。同家の文書は現在、大阪大学文学部の日本史学研究室と日本文学研究室に分かれて所蔵されている。これは、享保二年（一七一七）に発足した郷学である含翠堂の経営に、土橋氏が創設家として関与し、和漢の学問に関わる史料が数多く伝来していることも大きな要因であろう。

土橋家文書は戦後間もない時期から研究者の関心を集めており、旧文部省の近世庶民史料調査事業において、藤直幹、酒井忠雄、津田秀夫、有坂隆道の各氏が調査を主導した。これを機縁として、同家文書は一九四九年末に大阪大学文学部へ寄贈され、続く一九六八～九年に文部省科学研究費の助成を得て実施された「近世日本における大阪学問の特質に関する総合的研究」において詳細な目録が作成、一九七二年に刊行された。さらに文芸関係史料は一九七二年に科学研究費の助成を受けて整理が進められ、一九八四年に目録が刊行された（『含翠堂（土橋）文庫目録』（大阪

大学附属図書館、一九七二年）、『含翠堂（土橋）文庫目録―続』（大阪大学附属図書館、一九八四年）。

現在の大阪大学文学部日本史学研究室には、仮番号を付与された段階の目録も引き継がれている（土橋家所蔵昭和廿四年調査目録其一）。仮番号は「ち」、「ま」、「み」、「わ」、「た」、「き」、「い」の記号に分かれ、旧目録には合計三二八点の史料が掲げられている。この後の再整理を経て、一九七二年の完成目録では分類項目に基づいて「A」から「P」までの記号のもと、合計二二三七件（親番号）の史料が収載されることとなった。

一方、土橋家文書には何らかの事情で所蔵者のもとを離れ、研究者の手によって収集されたものが存在する。代表的なものは津田秀夫文庫古文書で、含翠堂に関連した九五件の史料が整理・公開されている（藪田貫「津田秀夫文庫古文書目録（1）」『関西大学博物館紀要』九、二〇〇三年三月）。小稿で主に紹介する酒井忠雄氏所蔵文書についても、寄贈もしくは購入等を経て収集されたものと考えられる。

酒井氏には、「摂津平野郷における安政改革」という著作がある（『ヒストリア』七、一九五三年八月）。この論文に引用されたものを含む同氏所蔵文書は、古河市史編纂事業において調査されることとなった。近世中後期における平野郷町が、下総国古河藩の支配を受けていたことによるものである。旧古河市史編さん室の収集史料を継承する古河歴史博物館には、当時調査された史料の複写物が残されている。複写物を収める編さん室の封筒より、調査日は一九七四年三月一六日、調査者は市史編さん専門員を務めた小沢文子氏だったことが分かる。

これらの史料の存在は、古河市史編さん委員会によって編まれた『古河市史料所在目録（2）』（一九七六年）からも確かめることができる。これに収載されている「酒井忠雄家所蔵文書」は計一点一点で、そのうち「平野郷杭全神社文書（平野郷覚帳筆写原稿上中下）」（目録番号二）・「歴史の町平野」（同一）を除く計九点が土橋家文書の一部と

推定される。複写物からは整理記号「ま」の付された小紙片が各史料の表紙に貼り付けられていることが看取されることから、少なくとも近世庶民史料調査事業以降、酒井氏の所蔵となったものと考えることができるといえる。こうした比定作業は、土橋家文書の現状確認も合わせておこなわなければ実態をつかみづらい。そこで小稿では、形態や内容における連関性をも考慮し、現在は大阪大学所蔵分となっている土橋家文書の一点も合わせて翻刻することとした。

なお、酒井氏の論考において「旧土橋氏蔵」とされている「日並記」は同氏の所蔵にかかるものではなかったためか、古河市史編纂時の記録からは見出すことができなかった。一九四九年段階の仮目録では「ま一七」に相当するとみられるが、現在大阪大学には所蔵されていないため、いつの日か奇縁に恵まれることを期待したい。

平野郷町は近世畿内の代表的な在郷町として知られており、七名家と称される門閥的な伝統住民が惣年寄を務め、七つの個別町と四つの個別村落を統括するという特色ある自治的行政を展開していた。安政期の郷町改革はこの体制が大きく転換する画期であり、経緯の検証に資する史料を古河市における市史編纂時の記録から「再発見」できたことは大きな意義があったといえる。調査にご協力いただいた大阪大学文学部日本史研究室と古河歴史博物館の各位、とりわけ北泊謙太郎助教と永用俊彦学芸員に深甚なる謝意を表して解題とする。

〔史料翻刻〕

凡例

一 ここでは、古河市史編さん委員会編『古河市史料所在目録（2）』（古河市役所、一九七六年）に収載されている

「酒井忠雄家所蔵文書」から、古河歴史博物館に複写物が伝来している史料九点と、それらと深く関連する「含翠堂（土橋）文庫」（大阪大学文学部日本史学研究室所蔵）の史料一点を翻刻した。史料の配列は年代順とした。

二 翻刻にあたり、それぞれの史料には通番号と表題を付した。続けて、折々の調査時に付与された整理番号と年月日を併記した。整理番号の典拠については次のように略記した。

- ・「所在」…古河市史編さん委員会編『古河市史料所在目録（2）』（古河市役所、一九七六年）
- ・「古河」…旧古河市史編さん室の整理封筒（現在は古河歴史博物館所蔵）
- ・「土橋仮」…「土橋家所蔵昭和廿四年調査目録其二」（大阪大学日本史研究室所蔵）
- ・「土橋」…『含翠堂（土橋）文庫目録』（大阪大学附属図書館、一九七二年）

なお、表題は著者の文責によるもので、必ずしも各史料目録等の表記と一致しない。

三 通読の便宜を図るため、翻刻に際しては適宜読点「、」や並列点「・」を補った。また本文は全て追い込みとした。

四 用字は原則として新字体によった。ただし、人名・地名等の固有名詞については原文に記された旧字・略字・別字に近いものを選択している場合がある。また、合字の「𠂇（より）」と「メ（しめ）」のほか、「而」、「江」、「与」等の助詞、「迄」、「躰」等の漢字についてはそのまま残した。

五 慣用的な近世の用字や、年代が特定できる干支表記などについては、ルビの部分に括弧を付して注記を加えている場合がある。このほか、著者が加えた注記は全て括弧を付した。

六 原文の抹消箇所（見せ消ちなど）には、抹消線を付した。

七 原文の挿入箇所には、亀甲括弧を付した。

八 翻刻に疑問の残る箇所については、その文字を□で囲った。
九 高貴の人物を憚った欠字や平出の箇所は、一文字分の空白とした。
十 原文には、今日では人権上不適切な内容および表現が含まれている。しかし、歴史資料としての観点からそのまま翻刻することとした。

1 郷内夫食手当囲米名前帳

所在一、古河三二〇八、土橋仮ま一四

天保五年（一八三四）二月七日

（表紙）

「天保五年二月七日

郷内夫食手当囲米名前帳

野堂町」

一米拾石 古手屋弥兵衛

一同拾石 車屋吉右衛門

一同拾五石 油屋治兵衛

一同拾石 山上栄次郎

一米五石 奥野清順

一同貳石 楠本吉兵衛

一同八石 油屋八兵衛

✂六拾石

右者郷藏へ御預り置被下度候

一米拾石 蛇草屋勘兵衛

一米拾石 山上栄次郎

但し百三拾四匁五分かへ

一同貳拾石 津田六兵衛

但し百三拾五匁かへ

一同拾石 加賀屋嘉兵衛

但し百三拾五匁かへ

一米拾石 加賀屋嘉兵衛

但し百三拾五匁かへ

一同拾石 木綿屋七右衛門

百四拾壹匁かへ

一同拾石 吉谷屋正助

百四拾壹匁かへ

一同拾貳石 石や四郎右衛門

百四拾壹匁かへ

一同貳石 小間物屋庄兵衛

百三拾貳匁五分かへ

一同壹石 信濃屋喜兵衛

百三拾匁かへ

一同壹石 瓦屋喜兵衛

但し百三拾四匁かへ

一同三石 煙草屋清右衛門

百三拾四匁かへ

一米壹石 柏屋平右衛門

但し百四拾匁かへ

一同壹石 みのや与八

百拾九匁かへ

一同壹石 綿屋重兵衛

百三拾四匁かへ

一同貳石 綿屋六兵衛

百三拾四匁かへ

一同三石 豆腐や伊兵衛

百三拾三匁かへ

一同壹石 柏屋理兵衛

百四拾匁かへ

一同三石 菊屋松次郎

百四拾壹匁かへ

一同壹石 古手屋わき

百四拾匁かへ

一米壹石 井筒屋九郎平

但し百三拾三匁かへ

一同壹石 和泉屋嘉吉

百三拾五匁かへ

一同壹石 松原屋六右衛門

百三拾五匁かへ

一同壹石 麴屋勘兵衛

百貳拾匁かへ

一同貳石 米屋武兵衛

百三拾四匁五分かへ

一同貳石 八百屋平兵衛

百三拾五匁かへ

一同五石 八百屋伊八

百三拾五匁かへ

ノ百廿五石

右者自分宅ニ而囲置候分

合百八拾五石

天保五午年

二月七日

（備考）安政期の史料が集中している酒井氏所蔵文書にあつて、どうしたわけか天保期のものが一点混在している。表紙には、「NO ま14 郷来〔内夫〕食手当囲〔囲〕米名前帳」と記された貼紙が付属している。

2 改革御受書

所在三、古河三二二、土橋仮ま三

安政三年（一八五六）正月

（表紙）

改革御受書

此帳面御役所々町々村々江御下ケニ相成町々村々ニ写置有之」

改革御受書之事

一昨^{（安政三年）}卯十二月廿四日於御役所被 仰付候者、当郷之義者都而都会繁花之風義従往古流弊有之、何事も花美奢ケ間鋪

在之候ニ付而者、郷内高石懸り・家別人用懸り等過分有之、百姓共一統及難義候義御憐察之上、今般厚 御仁恵之御沙汰を以都而改革可仕様、就右御懸り笠井堅太郎様・牧山讓助様江何事も相窺可奉請御差図趣被為 仰付、依之万端取極改革仕度廉々乍恐左ニ奉申上候

一惣年寄共下役之義者、今般格別之御改革被為 仰出、不殘御取放し被 仰付奉畏候、依之不殘暇差遣申候、尤手代之者抱置候義者勝手ニ仕度、尤入用者郷方江相懸ケ中間鋪趣被 仰渡、是又奉畏候事

一給田之義者免米相除キ、是迄之通惣年寄江被下置候旨御沙汰被為 成下難有奉存候、依之都而諸御用向御差支不相成精勤可仕旨被仰渡奉畏候、就右手代召抱候義、進退共御届不申上勝手次第ニ仕度候事

一惣年寄共毎年正月十五日京都兩御奉行所江年頭御札申上候入用郷方江相懸ヶ候処、以来惣年寄自分入用ニ而上京可仕候様被 仰出候事

但此義自分入用ニ而罷出候義難義ニ相成候間、追而京都御奉行所江奉窺候上、以来上京相止メ申度候事

一田畑屋鋪流し渡・譲り受等之節、分一銀者在来之通受取候而、配当之分者以来取受候銀高之内半銀者惣年寄江受取、残り半高者其町々村々限年寄中江配当仕度候事

一御年貢御定納受之義是迄惣郷申合、惣年寄御受書奉差上候処、已来町々村々直々 地方御役所江奉差上候事

一御検見御願御下り御免被下置候節、是迄段免ニ割合仕来候処以来相改、平等ニ割渡可申事

一是迄町村々差出等中都而願書類二通いたし、忝通者惣会所江差出し来候得共、手数相懸り候而難義仕候趣ニ御座候間、已来相止メ、御役所江差出候分計ニ為仕度奉存候、尤願書類惣年寄奥印仕候事

但町村御用日記仕置、願書并御用之趣不洩筆記為仕度候事

一惣会所年中諸雜用之義、以来嚴重改正仕候而、精々減少之執計仕候上、無扨入用之分者追而巨細ニ書類帳面仕立御届可奉申上候間、其節御沙汰被為 成下度事

一水守兩人之義者在来通申付置候而、水配分之節者不同無之様執計為仕候而、都而行届候様為仕可申事

一惣会所之義者平常都而戸メり仕置候而、臨時御出役之節又者郷役人共一党参会仕申談等仕候節丈ニ相用申度候事

一惣年寄共都而出役仕候節之弁当代者、是迄之振合を以郷方々受取候事

但忝飯忝匁ツ、二相極、尤郷方一統ニ相懸り候義者郷方々為差出、博奕其外臨時 御用等之節者一町一村限当人共為差出候様執計可仕候事

一 馬借方之義惣年寄持ニ仕置、相勤候事

一年柄ニ寄御檢見相願候節者は迄中見相雇候得共、以来者町々村々限年寄・百姓代立会入念下見仕候而、小前帳仕立可申候事

但御檢見入用者勿論、下見斤目直段定等之入用者、以来御檢見願上候者より取受可申事

一 畝改者町々村々限年寄・百姓代立会为相改、惣年寄江申出候上、同所ニ而合帳ニ仕候而差上可申事

但畝改入用者田畑作付之者江相掛候事

一 町々村々御年貢米銀取立之義者惣会所より割出次第、其町・其村より直々地方御役所江上納可仕候事、尤霜月中皆済仕候分者、外御領分同様御褒美被下置候旨被為 仰聞候事

一 樋普請中大工作料都而高石懸り之事

但是迄之入用高精々いたし、随分相減候様可仕候事

一 樋普請人足者郡役之事

但扶持米被下置候分者、罷出候当人共江差遣し可申事

一 臨時洪水ニ付罷出候人足者郡役之事

但井路浚人足同断之事

一 水帳之義者町々村々江写差遣置可申事

但桑津村出作水帳者新在家村江差遣置可申事

一 惣会所地子米代之義相止メ候義不当ニ相聞候ニ付、鐘撞料銀貳百貳拾目之内百目相減、為地子与銀百目、都合貳百

式拾目相渡申度候事

一 寄石代之義郷方一統趣段ニ有之候得共、郷中石懸リニ而在來通積立仕置候事

一 御陣家^⑤御出役之節、差出候人足并御賄等者是迄之通差上可申候事

但神事外御出役之節も同様郷懸リ之事、尤水方御見分御出役之節雨具持^⑥人差出候而御用捨被下候事

一 御役所より御用筋ニ而惣年寄共被召出候節、抱置候手代之者小遣召連、御溜江罷出申度奉存候事

一 樋普請之義町々村々ニ而受持場相定、其向々直々御普請御願爲申上候様仕度、左候ハ、自ラ見廻り等も行届候様奉存候事

一 氏神社内之諸堂坊舎ニ至迄成丈ヶ普請取縮メ、其外三十歩社内同様惣会所等ニ至迄精々心懸ヶ、普請取縮可申様仕置候事

一 氏神御祭礼之義者は迄惣会所ニ而支配仕來り候処、以來者祇園講之者共人数之上尚又相増候而、御神事供奉之人足者郷内之者共年々順番ニ而銘々^⑦無賃ニ而爲差出、随分信心之上清淨專一二仕候而、賑鋪相宮可申候様執計仕置度候事、且又役々共出勤之義者は迄流弊ニ而嚴重之供廻り召連候義、今般改革仕以來相改、惣年寄・町年寄共不殘召仕之下男^⑧人ツ、召連、供奉堅固仕度候事、依之 御上様御出役之御人数様方御供廻リ之義者、乍恐宜敷御沙汰被爲 成下度候事

(下札)「御地方出役者高張持^⑨人・箱提燈持式人、都合三人御郡組御出役江者高張持式人差出候様御沙汰被奉畏候」

附り、垣外之人足共夫々召連、非常之喧嘩口論等并狼藉者有之候節取締仕度候事

一 氏神正月御田御神事・九月翁舞之御神事・十一月御火焼之庭神樂等之義者都而役々出役之供廻り相外^(除カ)キ、小春左衛

門并庭神楽之祢宜・神子等者仕来之通雇候而、御神事者都而在来之通相勤申度候事

但前条之義是迄惣会所二而執計来り候得共、以来者次之ヶ条之通二仕度候事

一 神宮寺社僧・禰宜・神子并宮守火燈之もの共迄是迄惣会所合夫々手当銀渡来り候分、此度郷方家別入用二而差出候義相止メ、本郷散郷町々村々江申談、是迄渡方之程之見積りを以身元相応之者共合信心之廉合米錢勸進いたし執計候様仕候而、都而在来之通神役為相勤置申度候事

一 荒和祓御神事之節、花笠児并祢宜三十步社・住吉・堺表迄出勤之義、当年合拾ヶ年限改革俟約二付相止メ申度段、諸向御届申上置候事

一 於惣会所従往古正月十一日歟初之祝儀与唱、惣年寄并下役共不殘、其外惣会所之量屋箱元安井四郎右衛門、水守兩人共酒飯之取賄仕来り候義在之、尚又十二月十五日二節給度祝儀と唱、前同様人数罷出酒飯之取賄仕来り、同月日限不定郷用年中勘定仕候節、惣年寄共不殘并下役之者共計酒飯之賄有之候処、都而以来者仕来り料理取賄相止メ、持并当二而勘定為相済候様可仕候事

一 惣年寄共馬借帳改料壺人丈ヶ銀百目受取来り候義、以来者相止メ可申候事

一 御陣家御門松并初午之節差上候蠟燭等御窺申上、御沙汰之上差上候義相止メ候事

一 御出役之節御案内御挨拶等之義前同様御沙汰之上、以来御用捨被為 成下候事

一 臨時公事出入御検使出来仕候節之諸入用之義者、地主又者其町・其村合為差出、郷方支配之分者惣郷懸り仕度候事
一 惣会所大破二および候節者、同所有金之内二而取繕可申候事

但小破者成丈ヶ辛抱仕置可申事

一 氏神散物社僧・祢宜其外之もの共江遣し可申候事

一 牢家鍵是迄下役之内ニ而預り罷有候処、此度下役取放し被 仰付候ニ付、御囲見予土橋藤十郎江右鍵錠預り被 仰付候ニ付相渡申候事

一 此度流弊改革之上、以来廢絶可仕廉々、并廢絶難仕此上減少相加工在来之通り相勤、軒懸り・石懸り取立候分、別紙帳面ニ委細取調奉差上候間、御一覽之上可然御沙汰被 成下候様仕度奉存候事

但以来軒懸り・石懸り合取立候分者、其由委細相認メ、町々村々江申渡候事

一 大坂御用達河内屋作兵衛用聞料当郷分壹ヶ年限四百四拾七匁五分宛相渡来候処、此度郷方諸事改革之廉を申入、示談之上半減位ニ而相勤被呉候様引合申度候事

一 垣外之者郷内取締ニ相成候間、是迄之通り差置申度候事

一 別所皮多之義於惣会所ニ支配仕来り候処、如何之義ニ御座候哉人別帳之義者市町ニて取調来候処、以来惣年寄取調申候事

一 出火其外異変之節、御陣家内駈付人足是迄之通郡役ニ而差出候事

右者今般格別之御趣意改革之義被為仰出、御尤至極与奉承伏候ニ付、前文ヶ条以来嚴重ニ相守、此上郷方一統諸事實素檢約相立候而、御申渡し之御趣意堅相守り、永久相続仕候様精々執計可仕候、依之乍恐此段ヶ条書ヲ以御受奉申上候、以上

安政三辰年正月

惣年寄見習 三上馬之助

惣年寄

中瀬傳次郎

同 末吉永五郎

同 土橋七郎兵衛

同 中瀬九兵衛

同 末吉勘四郎

同 末吉平左衛門

笠井堅太郎様

牧山讓助様

(備考) 後掲の安政三年(一八五六) 二月二十五日「議定書」(5)との対応関係を持つ史料。表紙には、「NO ま

3 改革御受書 旧NO 703 1」、「703 4号ノ一」と記された貼紙が付属している。なお、一九四九年(昭和

二四)の調査目録では「安政五」との年紀が与えられているものの、誤りである。

3. 改革御請書

(表紙)

所在四、古河三二一三、土橋飯ま四

安政三年(一八五六) 二月十九日

改革御請書

「此帳面御役所江差上候控」

一 当春中御改革被為 仰出御出役之上夫々御取調相成候處、何分当年者御改革初年之儀ニ付、諸勘定向不行届之廉茂可在之被為 思召、各様御出役被為在、尚又巨細ニ御取調被為 成下候廉々左之通

一 諸勘定向別紙帳面奉差上候事

一 給田高四拾七石三斗五升七合之儀者從來作益^〇無之地所柄ニ付、右惣高三步一直段を以取立、御年貢上納殘銀并右地所々取立候小作年貢都合ニ而惣年寄共配当仕來候得共、先達而御改革ニ付而者不当之筋ニ被為 思召、以來左之通

給田方四拾七石三斗五升七合免米相除、御年貢上納之儀者郷方ニ而相勤、全給田々取立候小作年貢而已配当可

仕旨御取究被成下候事

一 水守役之儀者是迄相勤居候者共ハ御差止ニ相成、以來者年番町ニ而水守役之者見立為相勤、給米者是迄之通米弐石宛兩人江御払米直段を以郷方々取立ニ而、其町内江相渡可申候事

一 寄石之義者是迄之通米壹石宛御払米直段ニ而打取積立置可申候事

一 水帳之義者本郷散郷最寄町村方角ニ而高仕分いたし、其町々支配（地）所取調水帳相改可申様被為 仰渡奉畏、追而取調可申上候事

一 馬借方之儀者惣年寄共支配被為 仰付在之候處、何分下役之者無之候而者自然不行届之儀在之候而者奉恐入候間、

何卒御賢慮之上取締之御沙汰奉願上候事

一郷内百姓共之内御他領ヲ専ニ出作いたし、御領分之御田畑作不仕候者在之候ニ付、自御田畑小作人無數劣作多相成候道理ニ御座候間、町々村々役人共江申聞候而右躰心得違之者共相諭置申度候事

右之通御出役之上被為 仰渡候廉々私共一同御尤至極与奉承知候、依之御請印形仕奉差上候、以上

安政三辰年 惣年寄見習 三上馬之助

十二月十九日 惣年寄 中瀬傳次郎

末吉永五郎

土橋七郎兵衛

中瀬九兵衛

末吉勘四郎

末吉平左衛門

笠井堅太郎様

牧山讓助様

(備考) 表紙には、「NO ま4 改革御請書 旧NO 703/2」、「703/2」と記された貼紙が付属している。一九四九年の調査目録では、この史料にも「安政五」と誤った年紀が与えられている。

4. 御詫書

所在五、古河三二一四、土橋仮ま五
安政三年（一八五六）二月二五日

（表紙）

御詫書

乍恐以書附御詫申御様計之廉々

一 給田取立方仕来ニ相改可申処、先例ニ泥ミ高四拾七石三斗五升七合二三歩一直段を以取立年貢相納、残銀并右田地
　　上り候小作銀都合致配当仕候義不当之事

一 惣会所敷小物成年貢郷内々取立候事

一 同所持田地同断之事

一 馬借方勘定銀高郷内江相談し候帳面者、御出役之上御見受相成候帳面銀高（与脱カ）相違致、尚精密ニ御調相成候
　　所、尚又銀高喰違ひ候事

一 青地組樋入用野堂町々外町村江高割ニ相成居候義承知不仕、勘定帳ニ書載仕候事

一 太田村常例樋入用掛り銀前同断之事

一人足遣ひ入用銀最初勘定帳ニ書載致し候所、追而取調相省候事

一諸勸化合力物取計入用銀前同断之事

一大坂下宿分出火為知来候挨拶前同断之事

一鐘撞料書載相違之事

一氏神・三十歩社神事祭祀、社僧・祢宜・神子其外社内諸入用祇園講之者為取計可申所、先例ニ相泥ミ是迄通取計可申、町村江談候事

右者当春中御改革被為 仰出委細奉畏、御趣意之趣嚴重相守可申処、何分初年之儀ニ而先例ニ相泥ミ、今般御出役之上御趣意ニ相背候段嚴重御様計奉受一言無申披奉恐入、尚又相改別紙勘定帳面奉差上候、以来者御改革御趣意ニ相振れ候義者前年奉伺候上取計可仕候間、何分此度之義者格別ニ御勘弁を以御宥免被為仰付候様奉願上候、依之御詫一札奉差上候処、依而如件

安政三辰年

惣年寄

十二月廿五日

七人連印

御掛り

笠井堅太郎様

牧山讓助様

(備考) 後掲の「議定書」(5)とは、同じ年月日に作成されたことになる。表紙には、「NO まゝ 御詫書 旧NO

100⁶⁹⁹、「700号」と記された貼紙が付属している。一九四九年の調査目録では年代が「安政五」となっている。

5. 議定書

土橋D二三・仮ま六

安政三年（一八五六）一月二五日

（表紙）

議定書

平野郷町村議定之事

一 当春中御仁恵之 思召を以郷内諸雜費等相省、何事茂質素相成候様御掛り御両所様へ御沙汰被成下、莫太之入用相免れ候義者全厚御趣意之義与小前末々ニ至迄難有仕合奉存候、依之議定仕候

一 惣年寄中下役御取放之事

但し町代同断之事

一 給田之義者尚今般御改正之上、惣年寄中へ被下置候御沙汰奉畏候事

（下札）「但し給田御年貢之義者野堂町ニ而相勤、郷方へ割合取立上納事」

一 田畑屋敷渡し・譲り受等之分一銀者、惣年寄并町年寄配当之事

一 御年貢上納町村へ奉差上候事

一 御検見御下り免平等割渡候事

一 願書類惣会所へ之差出相止メ候事

一 但し町村ニ而委敷筆記仕置候事

一 惣会所諸入用之義者無抛臨時入用之分御届奉申上、御沙汰被下候事

一 水守之義者今般勤来り候者御差止、町々ニ而年番持ニ致、仁物見立為相勤候事

但し水守兩人給米之義者惣年寄中ニ而取立、其町へ相渡し候事

一 惣会所御用并郷用之外戸メリ之事

但し町会所同断之事

一 惣年寄出役并当代之義者郷方へ取受候事

但し壺飯壺匁ニ相定候事

一 町村年寄共右同断之事

但し町村ニ而飯代不定之事

一 馬借方之義今般御賢慮奉伺候処、町年寄之内兩人江為試相勤候様被仰渡候事

但し笠屋市兵衛馬借手伝被仰付候事

尤勤料追而御取究被下候事

一 御検見相願候節、町村限役人・百姓代立会下見仕候事

但し入用御検見御願候者へ相掛り候事

一 畝改同断之事

但し入用田畑作付之もの相掛り候事

一 御年貢米銀町村へ 御役所江相納候事

但し霜月中皆済仕候町村へ者御褒美被下候事

一 太田村定例入用并青地組樋入用割銀、已来町村之内ニ而割賦取立致、先方へ差遣候事

一 樋普請入用高掛り之事

一 樋普請人足郡役ニ而相勤候事

但し御扶持米被下候事

一 臨時洪水ニ付罷出候人足同断之事

一 水帳町村江写取、太切ニ可仕候事

但し桑津村出水帳新在家村へ預り置候事

一 惣会所地子壺ヶ年銀百匁相定、郷方へ差出候事

一 鐘撞料壺ヶ年銀百匁拾匁右同断之事

一 寄石代積立置候事

一 御出役之節人足并賄等は辻通之事

但し神事外御出役之節、入用郷掛り之事

尤水方御見分之節、雨具持耆人二而御用捨被下候事

一樋普請之義町村受場所見廻り等行届候事

但し右御願者町村へ申上候事

一氏神・三十歩社神事祭祀社僧其外諸入用、委細春中御受申上候通祇蘭講組立、軒別掛り二不相成様可仕候事

但し御出役御供廻り御減少被下候事

一荒和祓家之義十ヶ年休役之事

一御陣屋御門松并初午蠟燭差上候二不及候事

一御出役御案内御用捨被下候事

一臨時公事出入御検使入用等、掛り合之者共へ相掛ヶ候事

一惣会所大破之節、同所有金二而取繕候事

一氏神散物、社僧其外之者共へ遣し候事

一御用達河内屋作兵衛用聞料、沓ヶ年銀貳百廿三匁七分六厘二相極候事

一垣外之者は迄之通差置候事

一別所皮多人別帳、惣年寄中二而取調相成候事

一出火其外異変之節、御陣屋駈付人足是迄之通り之事

一水帳之義者町村最寄方角二而高仕分致、其町村支配地所取調水帳相改可申事

但し追而委細可申上候

一 郷内百姓共之内御他領を專出作いたし、御領分之御田畑作不仕候者有之候二付、自御田畑小作人無數劣作多相成候道理ニ御座候間、町々村々役人共江申聞候而、右躰心得違之者共相諭置申候事

一 町々町代是迄取受來り候給米之義、町年寄共以來取受候事

一 町々歩役（之脱カ）義是迄通之事

一 惣会所并町村諸入用勘定帳、先日奉差上候通り相違無御座候事

一 前ヶ条委細之義者、春中奉差上候御受書ニ而夫々相分り候事

右之趣前段之通厚 思召御仁恵之御趣意、尚今般再応御出役之上御沙汰被下候趣、町村小前之者ニ至迄弥難有相心得、後年ニ相成候而も忘却不仕、御改革之御趣意相守^{（マ）}為可申議定書依而如件

安政三辰年

今林村高持惣代

十二月廿五日

勘兵衛（印）

高岡吉右衛門（印）

同年寄

岩井武左衛門（印）

同兼帯泥堂町年寄

三杵伊兵衛（印）

新在家村高持惣代

平右衛門（印）

増井善十郎（印）

同年寄

沢田忠左衛門（印）

辰巳門三郎（印）

今在家村高持惣代

杵岡孫兵衛（印）

上田市郎兵衛（印）

同年寄

杵岡惣小郎（印）

奥村林右衛門（印）

中野村高持惣代

勘右衛門（印）

市兵衛（印）

同兼帯年寄新在家村年寄

辰巳門三郎（印）

馬場町高持惣代

河内屋平右衛門（印）

八百屋次郎兵衛（印）

同年寄

孫一郎（印）

塚本小次郎（印）

泥堂町高持惣代

石橋屋卯兵衛（印）

兵庫屋治右衛門（印）

同年寄

矢部与三右衛門（印）

三杵伊兵衛（印）

西脇町高持惣代

塩屋源兵衛（印）

古金屋藤兵衛（印）

同年寄

山口新右衛門（印）

田口八右衛門（印）

吉谷政之助（印）

背戸口町高持惣代

大仙屋藤兵衛（印）

伯屋善右衛門（印）

同年寄

三浦八兵衛（印）

鎌田治左衛門（印）

同兼帶流町年寄

辻葩孫三郎（印）

市町高持惣代

播磨屋佐兵衛（印）

坂井太久助（印）

同年寄

梶野平右衛門（印）

岡本勘右衛門（印）

流町高持惣代

嶋屋傳兵衛（印）

塩川重次郎（印）

同年寄

辻葩孫三郎（印）

増井伊兵衛（印）

野堂町高持惣代

多治見八兵衛（印）

重山吉右衛門（印）

同年寄

天野太右衛門「印」

中谷仁兵衛（印）

土橋藤十郎（印）

惣年寄見習

三上馬之助（印）

惣年寄

中瀬傳次郎（印）

末吉永五郎（印）

土橋七郎兵衛（印）

中瀬九兵衛（印）

末吉勘四郎（印）

末吉平左衛門（印）

（備考）安政期の郷町改革関連史料としては、小稿で紹介する酒井忠雄氏所蔵文書と別れる形で大阪大学に伝来している文書。表紙には、「NO ま6 議定書 旧NO 699⁶⁹⁸」、「699号」と記された貼紙が付属している。また裏表紙左下には、大阪大学文学部国史研究室のラベルが貼り付けられ、史料番号が記入されている。安政三年二月一九日付の「改革御請書」（3）と対になる文書として、敢えて小稿での史料紹介に含めることとした。

6. 古御講勘定書上帳

所在六、古河三二五、土橋仮ま一一

安政五年（一八五八）正月

（表紙）

「安政五戊午年正月

古御講勘定書上帳

」

文政十一子年

御講積立銀

天保十四卯年迄

一銀百拾貫四百五拾目七分壹厘八毛

内八拾貫目 卯十二月上納

差引三拾貫四百五拾目七分壹厘八毛

一利銀ノ壹貫貳百拾七匁三分貳厘

合三拾壹貫六百六拾八匁三厘八毛

此訳

銀八貫目

末吉永五郎

但し銀子者元來銀貳拾五貫目貸附置候處、身上向不如意ニ付無利足之年賦ニ相成在之候處、段々引合之上壹貫目ツ、八ヶ度受取殘銀拾七貫匁之處、一時二九貫目受取、此利倍ヲ以趣段之積ニ而、殘八貫目用捨仕候義ニ御座候

銀貳貫百四拾貳匁五分

林久右衛門

外貳人

証文有之

〔下札〕「此貸附銀當時取立六ヶ數候ニ付相除置候得共、追々取立出来候上者趣段方江差加へ可申候」

拾貫四百八拾八匁八分四厘四毛

別口之分

かし付

証文有之

(下札)「此貸附銀當時取立六ヶ數候ニ付相除置候得共、追々取立出来候上者趣段方江差加へ可申候」
差引

拾壹貫三拾六匁六分九厘四毛

右銀子者惣勘定帳表江差出候

右之通相違無御座候、以上

安政五戊午年

惣年寄

正月

末吉勘四郎

同 中瀬九右衛門

同 土橋七郎兵衛

同 末吉永五郎

同 中瀬九兵衛

同見習

三上馬之助

算当人

井上七三郎（印）

同 石田源五郎（印）

（備考）表紙には、「NO ま11 古御講勘定書上帳 旧NO ⁶₉⁶ ~~697~~」、『⁶₉⁶ ~~697~~号』と記された貼紙が付属している。

7. 問答書

所在七、古河三二一六、土坂ま一〇

安政五年（一八五八）二月二〇日

（表紙）

「安政五戊午年二月廿日

問答書

平野郷町」

問答書

一郷方問、去ル天保八酉年式割御用捨之内銀貳拾九貫五百七拾四匁七分五厘、此分御調達方惣会所并引受口江差入有之候得共、^{（天保八年）}西十二月^{（天保十一年）}の^{（天保十一年）}子十二月迄三ヶ年利足ハ何れの口江差入有之哉

算当人答、此義者箱元預リニ相成候様存候処、相除置候得共篤と相考候処、元来厚以 思召被 下置候銀子等 閑ニ被捨置候様相当申ニ付、則三ヶ年利足年六歩之積を以銀五貫三百貳拾三匁四分五厘此度有銀ニ相立候様

〔郷方答〕被 仰聞、承知仕候

一 郷方問、去ル天保十亥年御調達銀、其翌々丑年御酒料引残元銀百九拾三貫九百弍拾七匁六分六厘五毛、此元銀者元来惣会所有銀之内、御調達ニ被差出候義ニ付、御講銀八拾貫目并酉年弍割御用捨銀引残八拾四貫三百五拾弍匁四分四厘二毛、此分去ル天保十弍丑年、安政四巳年迄之元利可申受候

算当人答、此義者文政十三寅年御趣段方勘定元、帳ニ有之通り夫々借り入致し、并御講銀年賦御調達銀元利等、町々村々貸附残り前書銀高惣会所并御調達相成居候由〔郷方答〕被 仰聞、如何篤与取調仕候処、御調帳之通り相違無御座候

一 郷方問、去ル天保十三寅年元、勘定帳面ニ地下役人夫々貸附銀有之候分、此度郷方江申受度候

算当人答、御尤之御義ニ候得共、其節ハ無抛次第も有之候而被 貸附候銀子ニ御座候由〔郷方答〕被 仰聞候、承知仕候

一 郷方問、去ル嘉永五子年被 相企候御講金之利足献金并借り入元利元入、壱ヶ年之利足申受度候

算当人答、御尤也、壱ヶ年余ハ遊金ニ相成居候様相見候得共是、逆も追々之義、殊ニ別段貸附候分とハ箱元預リニ相成居候上者利積相成不申由〔郷方答〕被 仰聞、御尤ニ存候

一 郷方問、東之坊・南之坊両坊江祠堂銀利足として、壱ヶ年二銀四百〔弍〕拾匁ツ、廿五ヶ年分、合銀拾貫五百目郷方、差出罷在候義不筋之至ニ付、一統納得仕候様被 仰聞度候

算当人答、元銀両坊、預り置候得者、其後貸付、其利銀ヲ以両坊江可相渡、当然之事ニ候得共、右者郷方諸人用之内江遣罷在候ニ付、年々郷方、利足差遣候由〔郷方答〕被 仰聞、承知仕候

一 郷方問、惣年寄中の佛光寺・光源寺・大念佛寺、右三ヶ寺江香儀・祝儀等自保二被遣候義者不筋之義二存候間、御調被下度候

算当人答、此義先年の仕来二而取計来り候処、不筋之義二付御改革之砌以来相止メ候様御沙汰二付、差留申候、何分此迄之处ハ郷方猶予被致候方可然哉与〔郷方答〕被 仰聞、御尤二存候

一 郷方問、去ル文政四巳年元ノ勘定帳面二有之候天保四巳年迄年々寄石代銀三貫貳百拾匁八分積銀二相除有之義承り度候

算当人答、此度年限相極候廿五ヶ年分二相泥ミ、卯の卯年迄之寄石代書頭候義二而、実二失念之至二御座候、

依之相改有銀二相立申候、尤右銀高之内卯・辰・巳三ヶ年分ハ取調帳二差入有之候段〔郷方答〕被 仰聞、

〔承知仕候〕

一 郷方問、拝殿方普請銀之内市町出銀高年賦割合納二致し、子・丑・寅・卯四ヶ年相立置候分、拝殿方積銀二書加ヘ無之義如何之訳二候哉承り度候

算当人答、御尤也、右四ヶ年分別貸利足と帳合有之候二付別口貸附と心付、則別口利足積立之場所江差出申候、是全心得違二付、此度相改拝殿銀江相廻し申候段〔郷方答〕被 仰聞、承知仕候

一 郷方問、御講積立銀差引残天保十五辰年結三拾毫貫六百六拾八匁三厘八毛之内、此度拾毫貫三拾六匁六分九厘四毛惣勘定二付出し〔帳（前カ）ニ付出し有之〕、残銀如何相成候哉承り度候

算当人答、此義古御講勘定書上帳面二相記置候通り、無抛貸付当時取引二者難相成訳柄も有之分二付引除、當時有銀丈ヶ書記置候、尤返済有之次第郷方一同江惣年寄中の御相談可有之旨〔郷方答〕被 仰聞、承知仕候

一 郷方問、坂上家賃天保五午年（安政）卯年迄年々助情有之、此銀郷方（安政）差出候義不筋之至御座候、且亦坂上主人死去後者家賃茂不差入之所、其俣付出し有之義承り度候

算当人答、此義承り候処、先年風義不宜義有之二付、郷方相談之上番人付置候得共、其後風義も宜敷相成候二付、天保十二丑年（安政）嘉永五子年迄ハ古御調達返済手段二年限中差入候得共、元来不筋之至二付御様計も有之候故、去ル（安政）卯年（安政）相除置申候段〔郷方答〕被 仰聞、承知仕候

一 郷方問、去ル嘉永五子年御講勘定帳面ニ銀六百廿九匁式分六厘口々入用之義、何等之入用ニ候哉承り度候

算当人答、此義者間損銀之所、口々入用と書記候義不束之至ニ御座候旨〔郷方答〕則委細承之、承知仕候

一 郷方問、此度御認相成候金銀出入書拔取調帳面ニ口々貸附銀利足取立候分一手ニ書上ケ有之、委細相分り兼候間、委敷承度候

算当人答、此義委細書記し不申段全不行届御座候、則別帳ニ委有之候間、御覽可被下旨〔郷方答〕被 仰聞、拝見承知仕候

一 郷方問、連歌料として年々郷方（安政）差遣有之義如何之義ニ候哉、連歌手当之督用も有之、其方（安政）相弁候様御取計被下度候

算当人答、此義前書相答候通り、元来不筋之至と御様計も有之、以来ハ相止可申候、是迄之分ハ古御調達返済方江差入罷在候分ハ引除、残りハ改而有銀ニ相立申候段、〔郷方答〕承知仕候

一 郷方問、全興寺鐘撞之義、去ル天保九戌年（安政）弘化四未年迄十ヶ年之間相休候約定之処、矢張同様ニ相渡候様付出し有之義如何之義ニ候哉承り度候

算当人答、此義取調候処、去ル天保十貳丑年（天保九・天保一〇・天保一一）分弘化四未年迄（之脱カ）分ハ古御調達返済手段方江差入罷在候得共、已前戌・亥・子三ヶ年分全不行届二付、此度改有銀二相立申候段、〔郷方答〕承知仕候

一郷方問、所々普請入用帳・願一件入用帳二等紛失相成り居候得ハ、後日相顕出候迄ハ右口々入用銀高一旦郷方へ差出被呉度、左候得ハ取調中御上様江預ケ置度候

算当人答、此義者嘉永六丑年精勘定致、則町々村々連判之勘定帳有之御見せ被下、〔郷方答〕承知仕候、全郷方見込違之段、御氣之毒（二脱カ）奉存候

一郷方問、諸帳面紛失罷在候口々ハ何分役柄不相応と存候間、精々取調帳面差出被下度候

算当人答、此義不束之段御出役様（天保一三）ハ嚴敷御様計有之、御託奉申上候、乍併此度取調勘定ニハ差支不申由〔郷方答〕被 仰聞、承知仕候

一郷方問、去ル天保五午年（天保一三）同 寅 年迄九ヶ年之間積立候夫喰手尻銀帳面も無之所、貳拾貫匁引払相成候義承り度候

算当人答、此義天保四巳年・天保五午年兩年共凶作二而、世間一統之飢饉二而多分之施行いたし有之、惣会所帳面類 御出役様ハ嚴敷御取札相成候処、何分惣年寄衆是迄下役任せ二いたし置候二付、帳面之義何方江有之候哉分り兼、則先惣年寄中瀬九郎兵衛手帳二者勘定立相見候得共、手帳之義二付御取用二も不相成候、乍併右兩年共施行致し候二者相違無御座候二付、過不足之義ハ不相分候得共、差引勘定致し候由〔郷方答〕被 仰聞、承知仕候

一ヶ条書ニ利足積立有之分茂相見へ候得共、此義者貸附二而者無之、箱元江預ケ有之義二付、利足相掛り不申候段

〔郷方答〕被仰聞、承知仕候

（二丁白紙）

右不審之廉々御尋申候処、夫々御答被下事実相分り、段々御骨折御精算被下候段一同難有奉存候、依之向後疑惑無之段 御出役様江乍恐別紙書附を以御願奉申上候、以上

安政五戊午年

今林村百姓代

二月廿日

勘兵衛

同 高岡吉右衛門

同 桑田新右衛門

今林村年寄

岩井武左衛門

新在家村百姓代

平右衛門

同 増井善十郎

同 増田傳十郎

同村年寄

澤田忠左衛門

同 辰巳門三郎

今在家村百姓代

太郎兵衛

同 弥左衛門

同 市郎兵衛死跡

彦四郎

同村年寄

杵岡惣十郎

同 奥村林右衛門

中野村百姓代

善兵衛

同 勘右衛門

同 角野与次兵衛

同村年寄

市兵衛

馬場町高持惣代

松原屋伊兵衛

同 莚屋次郎兵衛

同 八百屋治郎兵衛

同 水野八左衛門

馬場町年寄

弥一郎

泥堂町高持惣代

石橋屋卯兵衛

同 黒田五助

同 三角新兵衛

同 増井太十郎

同 六尾伊右衛門

同 徳谷武左衛門

同町年寄

仮役治右衛門

矢部与三右衛門

同 三杵伊兵衛

西脇町高持惣代

長原屋喜兵衛

同	西田源兵衛
同	杵田仁兵衛
同	富永六兵衛
同	石橋彦兵衛
同町年寄	
	山口新右衛門
背戸口町高持惣代	
	出戸屋伊兵衛
同	家根屋伊右衛門
同	伯本善左衛門
同	石戸安兵衛
同	石戸勘兵衛
同町年寄	
	三浦八兵衛
市町高持惣代	
	桑津屋栄次郎
同	岡本嘉兵衛

同 播野佐兵衛

同 古川伊兵衛

同 三谷卯兵衛

同 坂井太久助

同町年寄

岡本勘兵衛

同 梶野平右衛門

同 岡本勘右衛門

流町高持惣代

弓削屋嘉兵衛

同 佐野修次郎

同 塩川重次郎

同 福井治左衛門

同 福井市郎右衛門

同町年寄

辻葩孫三郎

同 増井伊兵衛

野堂町高持惣代

米屋武兵衛

同 粕屋佐兵衛

同 米田清右衛門

同 田中源兵衛

同 重山吉右衛門

同 多治見八兵衛

同 多治見次兵衛

同 安井四郎右衛門

同 山上栄次郎

野堂町年寄

天野太右衛門

同 中谷仁兵衛

同 土橋藤十郎

御算当人

沢良宜村庄屋

井上七三郎殿

同

上松村庄屋

石田源五郎殿

前書之通り私共手元惣勘定廿五ヶ年之間取調之義御頼申入候処御承引被下、去秋以来追々御取調被下候処此節行届、郷方江拝見被 仰附候処夫々不審之ヶ条申 (書様) 〔上〕、尚再応御取調御尋之上御答相成候処、下方申分無之段書附差上候義者御骨折被下候義と難有奉存候、依之連印仕候、以上

安政五戊午年

惣年寄見習

二月廿日

三上馬之助

惣年寄

中瀬九兵衛

同 末吉永五郎

同 土橋七郎兵衛

同 中瀬九右衛門

同 末吉勘四郎

御算当人

井上七三郎殿

同 石田源五郎殿

右之通郷方不審之ヶ条申出候廉々再応惣年寄共へ相尋答書仕候処、下方一同納得仕、勘定筋後來疑惑無之段、惣年寄連印書付差出候ニ付乍恐奉指上候、御聞濟被為 成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

安政五戊午年二月廿日 右算当人

上松村庄屋

石田源五郎

沢良宜村庄屋

井上七三郎

御掛り

笠井堅太郎様

牧山讓助様

(備考) 表紙には、「NO ま10 安政五年二月 問答書 旧NO 101」、「101号」と記された貼紙が付属している。

8. 願書 (一)

所在八、古河三二一七、土橋仮ま七

安政五年（一八五八）二月二〇日

乍恐御願奉申上候

一 去ル卯年中御改革被為 仰出候ニ就而者、惣会所手元諸勘定結去ル天保二卯年々安政二卯年迄貳拾五年分去 （安政四）

七月以来御出役之上、段々御取調被為 成下難有奉存候、則算当人沢良宜村庄屋井上七三郎・上松村庄屋石田源五郎兩人取調候諸勘定帳并二惣会所式拾五ヶ年諸帳面先月廿六日熟覽致、相違候廉も有之者無遠慮可申出難有御沙汰之趣承服仕、依之私共為惣代日々罷出拝見算当仕候処、御勘定之表相違無御座候得共聊不審ニ奉存候義も御座候ニ付、ヶ条書仕御尋申上候処、尚夫々御取調被為 成下委細ニ事実相分り、疑惑之筋毛頭無之、就中御講銀・御調達手尻・拝殿普請銀等之義者多年疑惑仕居候処、此度巨細之御取調ニ而夫々筋立明白相成、年来之疑惑打解、最早此上者惣年寄中於勘定向自今以後如何敷奉存候義者曾而無御座候、是全 御上様御威光故与御仁政之程深難有、永久忘却不仕、百姓共安心仕農家業相営可申候、就而者以来御願筋等毛頭無御座候間、何卒先達而惣年寄中相手取奉願上候書附類御下ヶ被 成下候ハ、一同難有仕合奉存候、以上

安政五年年二月廿日

今林村百姓代

新在家村百姓代

勘兵衛

平右衛門

高岡吉右衛門

増井善十郎

桑田新右衛門

増田傳十郎

同村年寄

同村年寄

岩井武左衛門

沢田忠左衛門

同 辰巳門三郎

今在家村百姓代

中野村百姓代

太郎兵衛

勘右衛門

弥左衛門

善兵衛

同市郎兵衛死跡

角野与次兵衛

彦四郎

同村年寄

同村年寄

市兵衛

杣岡惣十郎

奥村林右衛門

馬場町高持惣代

泥堂町高持惣代

松原屋伊兵衛

石橋屋卯兵衛

莚屋次郎兵衛

黒田五助

八百屋次郎兵衛

三角新兵衛

石戸武平

増井太十郎

水野八左衛門

徳谷武左衛門

同町年寄

六尾伊右衛門

弥一郎

同町年寄

治右衛門

矢部与三右衛門

三杓伊兵衛

西脇町高持惣代

背戸口町高持惣代

長原屋喜兵衛

出戸屋伊兵衛

西田源兵衛

家根屋伊右衛門

杓田仁兵衛

伯本善右衛門

富永六兵衛

石戸安兵衛

石橋彦兵衛

石戸勘兵衛

同町年寄

同町年寄

山口新右衛門

三浦八兵衛

市町高持惣代

流町高持惣代

桑津屋栄次郎

弓削屋嘉兵衛

岡本嘉兵衛

佐野修次郎

播野佐兵衛

塩川重次郎

古川伊兵衛

福井治左衛門

三谷卯兵衛

福井市郎右衛門

坂井太久助

同町年寄

同町年寄

辻葩孫三郎

岡本勘兵衛

増井伊兵衛

梶野平右衛門

岡本勘右衛門

野堂町高持惣代

野堂町年寄

米屋武兵衛

天野太右衛門

同
粕屋佐兵衛

同
中谷仁兵衛

同 米田清右衛門

同 土橋藤十郎

同 田中源兵衛

同 多治見八兵衛

同 重山吉右衛門

同 安井四郎右衛門

同 多治見治兵衛

同 山上栄次郎

右之通書附奉差上候ニ付私共奥印仕候、以上

惣年寄見習

三上馬之助

惣年寄

中瀬九兵衛

末吉永五郎

土橋七郎兵衛

中瀬九右衛門

末吉勘四郎

御掛り

笠井堅太郎様

同

牧山讓助様

十郷方間、拝殿方普請銀

右之通書附奉差上候ニ付私共奥印仕候、以上

算当人

沢良宜村庄屋

井上七三郎

同

上松村庄屋

石田源五郎

三上馬之助扣

（備考）原表題がなく、一九四九年の調査目録では「惣会所手元銀」という表題が与えられている。表紙には「NO

ま7 惣会所手元銀 旧NO 、号」と記された貼紙が付属している。なお、差出部分の記載形式は原文の通りである。末尾からは、当時惣年寄見習を務めていた三上馬之助の蔵本を筆写したことが推定される。

9. 願書 (二)

所在九、古河三二一八、土橋仮八

安政五年（一八五八）二月二〇日

（表紙）

「安政五戊午年二月廿日

願書

平野郷町」

乍恐御願奉申上候

一 去ル卯年中御改革被為 仰出候ニ就而者、惣会所手元諸勘定詰去ル天保弐卯年々安政弐卯年迄弐十五ヶ年分去已（安政四）

七月以来 御出役之上段々御取調被為 成下難有奉存候、則算当人沢良宜村庄屋井上七三郎・上松村庄屋石田源五郎兩人取調候諸勘定帳并惣会所廿五ヶ年之諸帳面先月廿六日熟覽致し、相違之廉も有之者無遠慮可申出難有御沙汰之趣承伏仕、依之私共之内申合七日々罷出拝見算当仕候所、御勘定之表相違無御座候得共、聊不審ニ奉存候義も御座候ニ付ヶ条書仕御尋申上候所、尚夫々御取調被為 成下、委細ニ事実相分り、疑惑之筋毛頭無之、就中御講銀・

御調達手尻・拝殿普請銀等之義者多年疑惑仕居候所、此度巨細之御取調ニ而夫々筋立明白相成、年来之疑惑打解、最早此上者惣年寄中於勘定向自今以後如何敷奉存候義者曾而無御座候、是全 御上様御威光故ニ御仁政之程深難有、永久忘却不仕、百姓共安心仕農業相営可申候、就而者以來御願筋等毛頭無御座候間、何卒先達而惣年寄中相手取奉願上候書付類御下ヶ被成度乍恐奉願上候、御聞濟被為 成下候ハ、一同難有仕合奉存候、以上

安政五年二月廿日

今林村百姓代 新在家村百姓代

勘兵衛 平右衛門

高岡吉右衛門 増井善十郎

桑田新右衛門 増田傳十郎

同村年寄 同村年寄

岩井武左衛門 澤田忠左衛門

同 辰巳門三郎

今在家村百姓代 中野村百姓代

太郎兵衛 勘右衛門

弥左衛門 善兵衛

市郎兵衛死跡 角野与治兵衛

彦四郎

同村年寄

同村年寄

市兵衛

杵岡惣十郎

奥村林右衛門

馬場町百姓代

泥堂町百姓代

松原屋伊兵衛

石橋屋卯兵衛

莚屋治郎兵衛

黒田五助

八百屋治郎兵衛

三角新兵衛

石戸武平

増井太十郎

水野八左衛門

六尾伊右衛門

同町年寄

徳谷武左衛門

弥一郎

同町年寄

治右衛門

矢部与三右衛門

三杵伊兵衛

西脇町百姓代

長原屋喜兵衛

西田源兵衛

杵田仁兵衛

富永六兵衛

石橋彦兵衛

同町年寄

山口新右衛門

背戸口町百姓代

出戸屋伊兵衛

家根屋伊右衛門

伯本善右衛門

石戸安兵衛

石戸勘兵衛

同町年寄

三浦八兵衛

市町百姓代

桑津屋栄次郎

岡本嘉兵衛

播野佐兵衛

古川伊兵衛

三谷卯兵衛

坂井太久助

同町年寄

流町百姓代

弓削屋嘉兵衛

佐野修次郎

塩川重次郎

福井治左衛門

福井市郎右衛門

同町年寄

辻葩孫三郎

岡本勘兵衛

増井伊兵衛

梶野平右衛門

岡本勘右衛門

野堂町百姓代

野堂町年寄

米屋武兵衛

天野太右衛門

粕屋佐兵衛

中谷仁兵衛

米田清右衛門

土橋藤十郎

田中源兵衛

多治見八兵衛

安井四郎右衛門

重山吉右衛門

多治見治兵衛

山上栄次郎

右之通書附奉差上候ニ付私共奥印仕候、以上

惣年寄見習

三上馬之助

惣年寄

中瀬九兵衛

末吉永五郎

土橋七郎兵衛

中瀬九右衛門

末吉勘四郎

御掛り

笠井堅太郎様

同

牧山讓助様

右之通書附奉差上候ニ付私共奥印仕候、以上

算当人

沢良宜村庄屋

井上七三郎

同

上松村庄屋

石田源五郎

（備考）表紙には、「NO ま8 安政五年二月 願書 旧NO 702702」、「702702号」と記された貼紙が付属している。先に掲げた「願書（二）」（8）とはほぼ同文であるが、各個別町村の高持惣代が本史料では百姓代と記されている点が異なる。

10. 惣会所手元銀仕訳帳

所在一〇、古河三二一九、土橋仮ま一二

安政五年（一八五八）三月

（表紙）

惣会所手元銀仕訳帳

惣会所惣勘定手元有銀仕訳左之通

一銀三拾壹貫六百六拾八匁三厘八毛

古御講積立手尻有銀

此訳

八貫目

末吉永五郎へ貸付用捨

拾貳貫六百三拾毫匁三分四厘四毛

利足貸附銀當時取立出来兼候ニ付相除置候へとも、追々取立仕御趣段方へ差出申候

拾毫貫三拾六匁六分九厘四毛

此銀惣勘定帳表有銀之内へ差出申候

一銀百廿貳貫三拾九匁八分九厘六毛

惣勘定帳表有銀高

此訳

貳拾貫九百八拾目七分貳厘

郷方へ貸附十口之分

内

三百三拾七匁七分五厘

魚屋八兵衛馬借方へ貸付有之分、當時^(船中)施家^(マツ)ニ行取立出来不申候ニ付相除申候事

差引

貳拾貫六百四拾貳匁九分七厘

御趣段銀ニ差加へ申候事

五貫五百五拾四匁貳分壹厘

寄石代銀、右同断

拾六貫七百四拾四匁壹厘壹毛

新賑窮料積立銀、右同断

廿八貫百五拾貳匁四分壹厘貳毛

拜殿方積立銀ニ御座候処、宮世話方へ相渡シ、則普請仕候、別紙請取書奉差上候

廿壹貫貳百五匁分三厘

住吉講預ケ銀、御趣段銀ニ差加へ 申候

三貫九百四拾三匁七分貳厘

音楽方預り銀、右同断

三貫五百五拾三匁分三厘

社役連歌方預り銀、右同断

五百目

祇園講預り銀返済

四貫六拾壹匁八分八厘貳毛

別口貸付銀、当時取立出来不申候ニ付相除申候

拾七貫三百四拾四匁六分八厘壹毛

有銀、御趣段銀ニ差加へ申候

外二

銀貳貫三百拾三匁九分壹厘

貸付銀已年分利足口々取立分、御趣段銀ニ差加へ候事

右之通相違無御座候、以上

安政五年年

惣年寄見習

三月

三上馬之助

惣年寄

中瀬九兵衛

同 末吉永五郎

同 土橋七郎兵衛

同 中瀬九右衛門

同 末吉勘四郎

算当人

石田源五郎

同 井上七三郎

笠井堅太郎様

牧山讓助様

(別紙)

「安政三丙辰年十二月十八日付

御改革掛り

笠井堅太郎様

惣会所へ御出役之上

牧山讓助様

再応諸勘定御取調

相成候節差上候書類

控、其外諸取調書共入」

(備考) 表紙には、「NO ま12 惣会所手元銀仕訳帳 旧NO 697 697号」と記された貼紙が付属している。

【付記】

史料の閲覧と利用に際し、お世話になった各所蔵者・機関の方々に心より御礼申し上げます。また、本稿をなすにあたり科学研究費補助金(15J04938・19K20828)の助成を受けたことを申し添えます。